

線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

- ② 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（ $5\mu\text{m}$ 超。2 μm 超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体）認められること。

このような医学的所見が認められた場合に石綿を吸入することにより発症したものとする考え方は、肺がんは、喫煙の影響が大きく、その他にも様々な原因があることを踏まえると妥当なものとする。

なお、①の後段の、「じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）」とは、あくまでも画像上の所見であり、じん肺法において「石綿肺」と診断することとは異なることに留意すべきである。また、胸部エックス線検査と同時に、胸部CT画像で確認できる線維化所見も含めて判断することの意味は、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見を捉えることがしばしば困難な場合があることから、より客観的なCT画像で線維化所見を見逃さずに取り上げるべきとの考え方に立つものであり、この制度による判定に際して妥当な考え方であるといえる。

また、②の、25本/ml×年のばく露に相当する肺内石綿小体の量は、国際的なコンセンサスが得られている科学的知見としては、乾燥肺重量1g当たり5,000本から15,000本という幅のある値であるが、このうち、救済という制度の目的にかんがみ、最少本数の5,000本を採用した検討会報告書の考え方は妥当であるとする。

なお、喀痰を利用した石綿小体等の検出は、現職の労働者でなければ困難であると考えられ、救済給付の対象とするようなばく露歴の明らかでない例ではこの方法を利用することは難しいとする。

5. 制度開始時に既に死亡している者について、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方について

制度開始時に既に死亡している健康被害者の判定については、次のとおりとする。

- 1) 中皮腫の場合は、中皮腫であるとの診断を受けていたことが客観的に確認できることが必要であるが、診断の時期によっても診断根拠は相当異なっていたのが実状であり、カルテの保存の問題も考慮すると、中皮腫であったこ

とが記載された死亡届記載事項証明書により確認することをもってこれに代えることが現実的であると考え。この場合、一定の誤診を含む可能性があるが、救済の観点からはやむを得ないものとして許容されるものと考え。

- 2) 一方、肺がんの場合は、肺がんであったことが記載された死亡届記載事項証明書など、肺がんであったことを客観的に証明できる書類があるだけでは、石綿を吸入したことによるものと判定することは困難であることから、4.(2)の①又は②に該当することを客観的に証明できる書類又は資料がある場合に判定できるものとするのが適当であると考え。

6. おわりに

本報告は、平成18年2月9日付けで環境大臣から諮問された、「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」の考え方を取りまとめたものである。疾病の範囲については、制度の目的に照らした迅速な救済を図る観点から中皮腫及び肺がんとし、認定の基準については、救済の観点から、この報告書の内容のとおり、緩やかな基準でスタートすることが望ましいと考える。

なお、石綿による健康被害の実態、特に環境ばく露、家庭内ばく露など、職業性ばく露以外のばく露による健康被害の実態については、十分な知見がなく、救済制度の円滑な運用を行うに当たっても、これらの情報の収集が極めて重要であることから、今後、実態把握のための各種の調査研究を推進する必要がある。

また、石綿関連疾患の診断や救済の取扱いについて、特に、医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図る必要がある。

さらに、胸膜プラークの有所見者や良性石綿胸水、石綿によるびまん性胸膜肥厚の疑われる者については、定期的な健康管理を行うためのシステムを整備することが必要である。

指定疾病（中皮腫、肺がん）以外の疾患の取扱いに関する指摘等

1. 石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年1月31日 衆議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。」

2. 石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年2月3日 参議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

（中略）

- 六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。」

3. 中央環境審議会答申（抄）（平成18年3月2日）

「・・・その他の疾病*については、様々な原因で発症するものであり、客観的な職業ばく露歴がなければ他の原因によるものと区別して診断することが難しいこと、職業性疾病として知られてきたものであり、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないことなどから、今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当である。」

※ここでは、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚をいう。

4. 石綿による健康被害の救済に関する法律 附則

「第六条

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

1. 目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

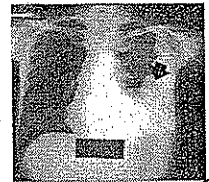
2. 救済給付の支給制度

(1) 救済給付の対象となる指定疾病

- ① 中皮腫
- ② 気管支又は肺の悪性新生物

(参考)

- ① 肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍。(写真)
- ② 気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍(肺がん)。



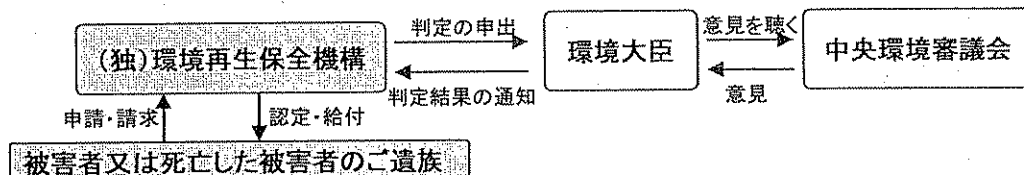
(2) 救済給付の内容

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者(被認定者)、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者又は申請をしないでこの指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者の遺族に対し、以下の支給を行う。(なお、労災補償等の対象になる者は除かれる。)

被認定者に係る給付	医療費	(自己負担分)
	療養手当	103,870円/月
	葬祭料	199,000円
施行前に死亡した者、 未申請で死亡した者の 遺族に係る給付	特別遺族弔慰金	2,800,000円
	特別葬祭料	199,000円
その他	救済給付調整金	

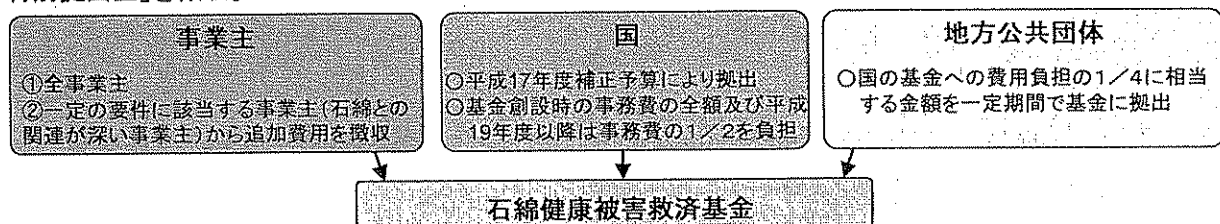
(3) 認定の仕組み

- ・石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定(認定の効力は療養開始日に遡って発生)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、(独)環境再生保全機構が実施する。
- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出、環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知する。



(4) 救済給付の費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、「一般拠出金」を徴収。
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。



3. 特別遺族給付金の支給制度

上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚労省所管分)がある。

石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況

1. 受付状況 (平成21年11月30日現在)

	中皮腫	肺がん	その他	計
療養者	2,980	1,183	142	4,305
施行前死亡者遺族	3,110 (823)	554 (2)	59 (5)	3,723 (830)
未申請死亡者遺族	189	62	5	256
計	6,279	1,799	206	8,284

* 下段()書は、周知事業に基づいて請求されたと見られる件数で、内数。

2. 認定等状況 (平成21年11月30日現在)

(1)療養者

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	2,022	508	—	2,530
不認定	275	346	109	730
取下げ*1	379	227	64	670
判定保留*2	97	62	—	159
判定中(申出済)*3	53	20	—	73
計	2,826	1,163	173	4,162

*1 主な理由: 労災保険等支給、医学的資料が整わない。

*2 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*3 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

(2)施行前死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	2,841 (805)	128	—	2,969 (805)
不認定	44	305	10	359
取下げ*4	189	99	12	300
判定保留*5	7	32	—	39
判定中(申出済)*6	0	2	—	2
計	3,081	566	22	3,669

*4 主な理由: 労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*5 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*6 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

*7 下段()書は、周知事業に基づいて請求されたと見られる件数で、内数。

(3)未申請死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	82	21	—	103
不認定	14	19	0	33
取下げ*8	10	2	0	12
判定保留*9	44	10	—	54
判定中(申出済)*10	15	3	—	18
計	165	55	0	220

*8 主な理由: 労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*9 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

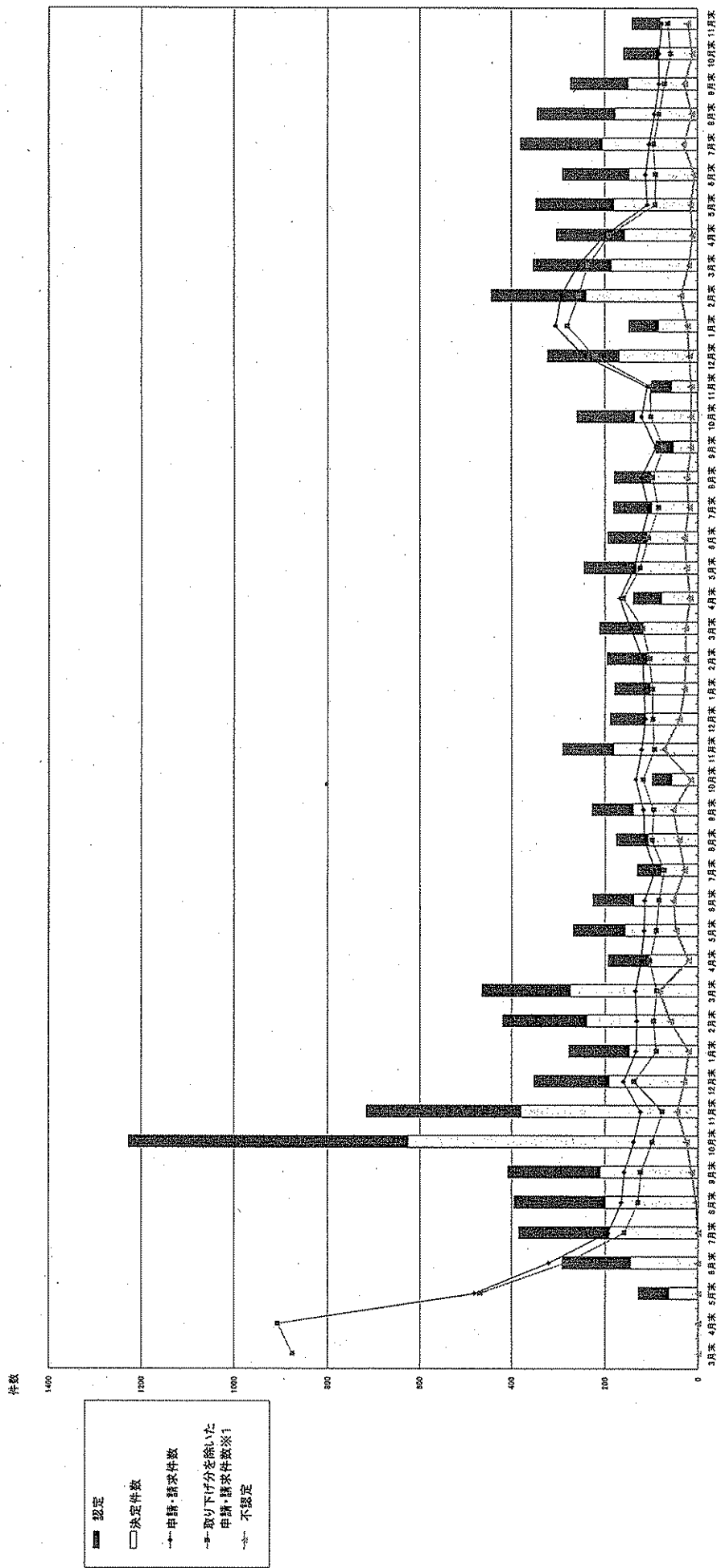
*10 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

- 「周知事業」とは、法施行前に中皮腫により死亡した方について、地方自治体の協力を得て、死亡小票を用いた掘り起こしを行い、本救済制度又は労災制度等の給付を受けていない方のご遺族に対し、重点的に周知を実施する事業です。

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく医学的判定の状況
(判定件数累計：平成21年12月31日現在)

	医療費等	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	2,581件 中皮腫 2,064件 肺がん 517件	134件 中皮腫 5件 肺がん 129件	118件 中皮腫 153件 肺がん 53件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの	658件 中皮腫 295件 肺がん 363件	275件 中皮腫 15件 肺がん 260件	41件 中皮腫 21件 肺がん 20件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの(判定保留)	282件(165件) 中皮腫 165件 (96件) 肺がん 117件 (69件)	48件(28件) 中皮腫 5件 (4件) 肺がん 43件 (24件)	47件(47件) 中皮腫 38件 (38件) 肺がん 9件 (9件)
総 計	3,522件 中皮腫 2,525件 肺がん 997件	457件 中皮腫 25件 肺がん 432件	206件 中皮腫 153件 肺がん 53件

注 表中括弧書きの数字は、医学的判定に基づき追加資料を求めたもののうち、申請の取下げがなされたものを除いた件数である。

[illegible]

※追加資料要求中に申請が取り下げられたものは申請件数から除いていない。

(註據了二館振友師係撫楚撫印補撫黔二塘也外一○繼繼劉張州紳聚賈人共商行打道)

検討に関連する各種調査研究事業

中央環境審議会答申（平成18年3月）や石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の附帯決議において、指定疾病（中皮腫、肺がん）以外の石綿関連疾患については、医学的知見やデータの集積、実態把握に努めることとされている。

このため、労働現場と関係のない者等における当該疾患発症の可能性や病状等に関する知見を収集し、救済制度における医学的判定の検討に用いることを目的として、下記調査を実施する。

1. 一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

（平成18年度～）

- 一般環境経路の石綿ばく露による健康被害の可能性があった地域（平成18年度：3地域、平成19～20年度：6地域、平成21年度：7地域）において、医学的所見の有無と健康影響に関する知見を収集するもの。

2. 石綿関連疾患に係る文献調査（平成18年度～）

- 石綿関連疾患の医学的判断に関する論文の検索とそのレビューを実施するもの。

3. 石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査（平成19年度～）

- 各国における石綿健康被害救済制度等について、文献調査や関係者からのヒアリングを行うもの。

4. 石綿関連疾患症例の解析調査等（平成21年度）

- 医療機関において石綿肺等と診断された方の医学的資料を基に、その臨床像を解析し、併せて、重症の石綿肺を判定する手法の開発を行うもの。

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点（平成20年6月）

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

療養開始日から医療費・療養手当を支給する。

※ ただし、遡及は認定申請から3年前まで

※ 医療費等（医療費＋療養手当＋葬祭料）が特別遺族弔慰金等（特別遺族弔慰金＋特別葬祭料。計約300万円）に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

(1) 請求可能期間

支給の請求可能期間を死亡から5年とする。

(2) 未申請死亡者への救済給付内容

特別遺族弔慰金等（約300万円）を支給する。

3. 制度発足前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

法施行日から6年間（平成24年3月27日まで）に延長する。

4. 特別遺族給付金関係

(1) 特別遺族給付金の請求期限の延長

法施行日から6年間（平成24年3月27日まで）に延長する。

(2) 特別遺族給付金の支給対象の拡大

法施行日の5年前の日から法施行日の前日までに死亡し、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年間）により消滅した遺族に対しても、特別遺族給付金を支給する。

5. 事業所の調査等

救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査、その結果の公表、石綿による健康被害の救済に関する制度の周知及びそれらの実施に当たっての関係行政機関の連携に関する規定を新設する。

6. 施行日

平成20年12月1日